

## 入札説明書

平成28年7月14日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者

青森県知事

### 2 入札に付する事項

- (1) 品名 高規格救急自動車
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 1台
- (4) 納入期限 平成29年3月10日
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（N01自動車）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

## (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成28年7月25日 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎東棟1階)

ウ 提出部数 1部

## 4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成28年7月22日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

## 5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ(コピー可)を添付の上、同等品申請書を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成28年7月22日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

## 6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成28年8月5日 10時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

- (ア) 入札年月日
- (イ) あて名は、「青森県知事」とする。
- (ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）
- (エ) 入札金額
- (オ) 品名
- (カ) 数量等

#### エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

#### (5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 7 契約に関する事項

#### (1) 契約書（案）

別紙のとおり

#### (2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に

わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8 その他

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険及び自動車リサイクル料金の取扱は、別途とする。

9 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎東棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 総括主幹 川崎 了

電話 017-734-9099

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(委任代理人

⑨)

入 札 書

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
(税抜)									

品 名 高規格救急自動車

数 量 1台

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成28年7月14日
品 名	高規格救急自動車
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成28年7月14日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名 高規格救急自動車

2 業者番号及び等級格付

(業者番号： 、等級格付： )

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

平成28年7月14日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 高規格救急自動車

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の商品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品名

高規格救急自動車

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考様式1)

委 任 状

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 高規格救急自動車

入札（見積り）期日 平成28年8月5日

入札（見積り）場所 県庁東棟1階 出納局会計管理課入札室

(参考様式2)

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

④

(担当者氏名

)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注1 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
  - 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。
  - 3 代表者の印を押印する。

# 物 品 売 買 契 約 書

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- (1) 名 称 高規格救急自動車
- (2) 形 式 別紙仕様書のとおり
- (3) 規 格 別紙仕様書のとおり
- (4) 数 量 1台
- (5) 金 額 円.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円。）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成29年3月10日
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつ

たとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

**【契約保証金等に係る削除条項例】**

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）  
第2条(B)、第10条(B)



最終仕様確認



# 高規格救急自動車仕様書

平成 28 年度

青森県

## 第1 総 則

この仕様書は、青森県（以下「県」という。）が、平成28年度に購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）の仕様について定めるものである。

### 1 目 的

この救急車は、迅速且つ高度な救急業務を推進し、傷病者救命率の向上を目的とする。

### 2 概 要

この救急車は、契約時に最新製作されたものとする。また、本救急車は、高規格救急自動車として必要な資器材、取付品及び付属品等を装備するほか、救急隊の使用に十分満足し得る艤装とするものとする。

### 3 適合法令

車両は、次に掲げる法令、その他の関係ある法令、通達に適合するもので緊急自動車としての承認が得られるものとする。

- (1) 道路運送車両法
- (2) 道路運送車両法の保安基準
- (3) 救急業務実施基準

### 4 提出書類

(1) 受注者は、救急車の製作前に次の書類を提出し、県の承認を得るものとする。

ア エンジン諸元表	2部
イ 製作工程表	2部
ウ 艤装4面図	2部
エ 電気配線図	2部
オ 酸素配管図	2部
カ 装備品取付図	2部
キ 取付品及び装備品一覧表	2部

(2) 受注者は、納入に際し次の書類を製本し提出するものとする。

ア 完成4面図	2部
イ 電気配線図	2部
ウ シヤシ関係書類	2部
エ 車両取扱説明書	2部
オ 積載資機材取扱説明書	2部
カ 酸素配管図	2部
キ その他県で指示したもの	2部

### 5 登録費用等

- (1) 自動車の登録手続き及び費用は、受注者の負担とする。
- (2) 仕様書に基づく検査費用は、受注者の負担とする。
- (3) 自動車賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル料金は、別途とする。

## 6 納期及び納入場所

平成29年3月10日（金） 青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校

## 7 検査

完成検査は、県の検査員が立ち会いの上実施する。

## 8 保証期間

保証期間は、納入日から1年以上とし、車輛のほか取付品及び積載資機材については、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良及び材質不良に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とする。

## 9 その他

- (1) 受注者は、県が別に契約する高度救命用資機材の受注者と打合せのうえ、製作工程表を作成すること。
- (2) 受注者は、納入時に専門技術員を派遣し、車両及び積載機器の点検整備、使用方法等について十分な説明を行うこと。
- (3) この仕様書の記載事項について変更しようとするときは、理由書及び図面を付して県の承認を得ること。また、疑義を生じたときには、県の指示を得ること。

## 第2 車両仕様

### 1 車両形状

- (1) 年 式 平成28年度式
- (2) 形 状 ハイルーフ型
- (3) 車両構造 常時登録された車両総重量の状態では振動、衝撃等を十分緩衝できる車体とし、あらゆる走行条件に対して安全で、かつ、安定性を有するものであること。

### 2 主要諸元

この救急車の主要諸元は、緊急自動車としての高い動力性と機動力を備えるとともに、高い安全性を兼ね備えることのほか、次に掲げるものとする。

- (1) エンジン ガソリンエンジン
- (2) 総排気量 2,600cc以上
- (3) 最大出力 150PS（ネット値）以上
- (4) 駆動方式 4輪駆動方式
- (5) 変速装置 オートマチック式
- (6) ブレーキ装置 ABS装置付き
- (7) タイヤ ラジアルタイヤ
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) 回転半径 6.5m未満
- (10) オルタネーター 12V-150A

(11) 車両寸法

全 長 5. 7 5 0 m以下

全 幅 1. 9 0 0 m以下

全 高 2. 5 5 0 m以下

(12) 乗車定員 7名以上

(13) 空調関係

ア 冷房装置 運転席及び患者室に装備すること。

イ 暖房装置 運転席及び患者室にヒーターを装備すること。

ウ 換気扇 患者室に排気式換気扇を装備すること。

(14) 騒音関係 騒音工事を施し、サイレン音等の室内流入量を下げること。

3 その他

シャシメーカー公表の標準仕様及び付属品は、寒冷地仕様とする。

第3 車体艤装

- 1 この救急車の艤装にあたっては、最新の技術を導入し、堅牢耐久性に富み、操作の簡便性及び救急業務に適した性能が発揮できるものであること。
- 2 救急業務実施基準（昭和39年3月3日付自消甲教発第6号）第9条に定める要件に適合するものであること。
- 3 車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。
- 4 車体構造は、傷病者、傷病者付添い人及び隊員の安全を確保するため、架装重量に関わらず強固なボディ構造とすること。
- 5 救急隊員の乗降時の事故防止のため、リアドアは可能な限り高い位置から取り付けること。
- 6 車体後部は、ストレッチャーの搬入が容易に行える構造であること。
- 7 ベッド(ストレッチャーを含む)は、走行中に振動及び移動を生じないような構造で、安全かつ確実に固定積載できる装置を備えていること。
- 8 救命処置用資機材等の収納及び取付は、その資機材の性能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できるものであること。
- 9 運転室及び患者室に十分な機能を有するフロントエアコン及びリアクーラーを装備し、個々に調整装置を取り付けること。
- 10 緩衝装置は、救急資機材及び傷病者情報伝送資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- 11 車両天井は、断熱性及び遮音性を考慮して十分な構造を施すこと。
- 12 排気管は、排気ガスが後方ドアを開けた際に患者室内へ流入することのない車体開口部を避けた側面または後方斜め下向きに設けること。
- 13 電装品に使用する配線は、天井及び壁体内等に敷設し、電子機器等に障害を生じない

よう処置を施すこと。

- 14 患者室の全ての窓ガラスは、スモーク色のプライバシーガラス（スモークフィルム可）とすること。
- 15 前面に消防マークを取り付けること。
- 16 前面にフォグランプ（ハロゲン製）を2個取り付けること。
- 17 サイド収納ボックス又は車内に、レスキューセット（弁慶、バール、シートベルトカッター及びガラスカッター）を取り付けること。
- 18 サイドフラッシャーランプを取り付けること。
- 19 バックブザー（音声式後退アラーム、解除スイッチ付）を取り付けること。
- 20 助手席側にはアウトサイドミラー及びアンダーミラーを取り付けること。
- 21 サイドバイザーを左右両側フロントドアサッシに取付けること。
- 22 後部にハイマウントストップランプを設けること。
- 23 後輪（左右）付近に路肩灯を取り付け、電源はスモールランプと連動し、さらに、メインスイッチを設けること。
- 24 リヤバンパーエッジ部にアルミ縞板又はステンレス製のプロテクターを取り付けること。

## 25 塗装関係

(1) 車体の塗装は白色とし、錆落とし及び清掃洗浄を完全に行い、上質の塗料で入念に吹き付け仕上げをすること。なお、車体外周に幅7cm以上の赤帯カッティングシートの貼り付けを施し、フロントドアエッジ部に反射テープ（赤色）を貼り付けること。

### (2) 記入文字等

ア 車体の両側面に「青森県消防学校」と金文字黒縁のカッティングシートを貼り付けること。

イ 車体の上部両側面に「AOMORI F.F.A」と青文字のカッティングシートを貼り付けること。

ウ 運転席、助手席のドア及びバックドアに「救急1」と黒文字のカッティングシートを貼り付けること。

エ 車体上面に対空標示の「青消学 救急1」と黒文字のカッティングシートを貼り付けること。

オ バックドア上部に「スターオブライフ」マークを青文字のカッティングシートで貼り付けること。

カ 車両側面左右2面に「青森県消防学校」エンブレム（カラー）のカッティングシートで貼り付けること。

キ 記入文字の字体、サイズ等及び貼り付け箇所については、県が別に指示する。

(3) 納入後12ヵ月以内の塗装の部分剥離、亀裂等が生じた場合は再塗装すること。なお、納入後3年以内にボディ外板の穴あき及び錆が生じた場合、保証修理するものと

し、その他詳細については、別途協議するものとする。

#### 26 バッテリー・オルタネーター

- (1) バッテリー容量は、120AH以上とすること。
- (2) バッテリーは、外部から容易に点検及び充電できる構造を有し、全自動バッテリー充電器を付属すること。
- (3) オルタネーター容量は、12V換算150A以上とし、車両及び救急資機材の使用に際し十分な発電能力を有すること。
- (4) 車体外部に外部入力電源コンセントを取り付けること。取り付け位置及び方法は、県が別に指示する。
- (5) 外部入力電源により、車内で訓練できる構造とすること。

#### 27 赤色警光灯等

- (1) ルーフ前部に大型散光式警光灯（LED式、スピーカー内蔵型又はフロントバンパー内取付、防雪カバー付き又は防雪対策）を装備すること。
- (2) ルーフ後部左右に大型散光式側面警光灯（LED式）を2個取り付けること。
- (3) フロントバンパー上部に赤色点滅灯（LED式）を2個取り付けること。
- (4) リアゲート下部に開放時点滅する停止表示灯（赤色点滅灯LED式）を2箇所取り付けること。
- (5) 赤色警光灯等はリレーを取り付け、運転席にスイッチを設け、スイッチの操作で全部点灯すること。

#### 28 サイレン

- (1) 電子サイレンは「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- (2) 電子サイレン（スピーカー50W×2個、音声方向指示内蔵型）は、ピーポー音、ウーウー音2方式で拡声装置付とし、標準マイクのほかにフレキシブルマイク（スイッチ付き）を運転席の操作容易な位置に取り付けること。また、ウーウー音用スイッチを運転席及び助手席の操作容易な位置に取り付けること。なお、音声合成装置のメッセージ内容は概ね次のとおりとする。  
ア 「救急車が通ります。道を空けてください。」  
イ 「交差点に進入します。注意してください。」
- (3) ピーポーサイレンは吹鳴開始時フェードインし、吹鳴停止時フェードアウトするものとする。

### 第4 車内の艤装・装備

#### 1 運転席

- (1) 車内において、隊員が運転室から患者室に容易に移動できる構造とすること。

- (2) 運転席に取り付ける付属機器等の各スイッチは、助手席及び運転席から操作容易な位置に取り付けること。
- (3) 運転室に電流計及び電圧計を取り付けること。
- (4) 助手席から患者室を観察できるインナーミラーを取り付けること。
- (5) 地図入れ（A3サイズ）を取り付けること。
- (6) 助手席側ピラー及び患者室にマップランプを取り付けること。

## 2 患者室

患者室は、救急隊員が救命処置等を実施するうえで、支障のない空間が確保されていること。

## 3 ストレッチャー用積載架台

メインストレッチャー用の積載架台は、次の機能を有すること。

- (1) 仰臥位の患者の体位変換ができること。
- (2) 積載架台は、防振架台で加速度等による振動及び揺れを十分吸収できる性能を有すること。
- (3) 左右スライド機能を有し、患者の足許側からもスライド操作ができるようにレバーを設けること。
- (4) メインストレッチャーの収納が容易で、確実に固定でき、かつ容易に解除できること。なお、ストレッチャー搬入にあたっては、抵触する部分にプロテクターの延長を施すこと。
- (5) 心臓マッサージ等処置を行うために、架台をロックできること。
- (6) 防振ベッド頭部に着脱式ヘッドパットを取り付けること。

## 4 患者室の座席

- (1) 座席は、メインストレッチャー頭部に1座席（跳ね上げ式シート）、ストレッチャーの左側を1人前向き、2人以上掛け横向きの3座席以上とし、下部に収納ボックスを設けること。
- (2) 各座席にはシートベルトが取り付けられていること。

## 5 患者室の照明

- (1) 照明は、患者の病状及び救急隊員の業務に支障のない照度を有するものとし、照度調光器を取り付けること。
- (2) リアドア付近にサーチライトを取り付け、スイッチはリアドアの開放と連動させること。
- (3) 後部にマグネット式サーチライトを取り付けること。

## 6 患者室の装備

- (1) 天井及び側面に隊員が走行中の振動、揺れ等に十分対応できるアシストグリップ（2ヶ所）を取り付けること。
- (2) 電波時計又はアナログ時計及び温度計・湿度計を取り付けること。

- (3) 手洗い装置（汚物処理箱を含む）を取り付けること。また、水タンクは、清水及び排水タンク（各5リットル程度）とし、脱着が可能であること。
- (4) 自動式手指消毒装置を取り付けること。
- (5) 電圧変換用インバーター（100V変換）は、シャシメーカーの最高出力の機能を有するものを取り付けること。
- (6) 救急資機材用電源コンセント（DC12V、AC100Vコネクター）を各必要数設けること。また、予備コンセントとして、AC100V二口用及びDC12Vシガライター型を各2箇所操作の容易な箇所に設けること。
- (7) 各スイッチの操作は、集中操作ができること。
- (8) 床はフラットフローアとし、防水構造とすること。
- (9) 天井部のフロント及びリアにルーフネットを取り付けること。
- (10) 酸素マスク収納庫（扉付き）を右側面の上部に取り付けること。
- (11) オーバーヘッドボックス（扉内側にネットシェルフ付）及びリヤオーバーヘッドラックを取り付けること。ただし、取り付けすることが不可能な場合は、代替として患者室左右上部に3個以上の収納庫（アクリル扉2枚付）を取り付けること。
- (12) 左サイド上部にネットシェルフを2箇所以上取り付けること。ただし前記（11）の左サイド上部に収納庫を取り付けした場合は、このネットシェルフを取り付けしないことができる。
- (13) ペーパータオルホルダー及びティッシュボックスホルダー（4連）を取り付けること。
- (14) 点滴ビン固定用のフックまたはホルダーを、容易に救急処置が出来る位置に2個以上取り付けること。
- (15) 左サイド上部又は右サイド下部にスクープストレッチャーの固定装置を取り付けること。
- (16) 資機材収納棚及び収納庫を1ヵ所以上取り付けること。また、患者室の収納部は、扉付きで中仕切り棚を設け、必要に応じて取り外しできること。
- (17) ホワイトボードを取り付けること。
- (18) 収納庫の構造は、次のとおりとすること。
  - ア 走行中の振動等による歪み、隙間及び異音等が発生しない堅牢なものとすること。
  - イ 外面及び内面に、危害を生じ又は収容物への損害を与えるおそれのある鋭利な突起物等がないこと。
  - ウ 各扉及び引き出しには、走行中の振動又は内容物の移動等により開放しない固定装置を設けること。
  - エ 資機材をベルトで固定する方法を用いる場合は、走行中の振動で縛着が簡単に外れない構造であること。
  - オ 床面に、滑り止め措置を施すこと。



(19) 酸素呼吸器（酸素吸入装置）について

加湿流量計を患者室右サイド上部に取り付けすることができるように艤装すること。酸素ボンベからの高圧配管等は壁内に敷設し、自動式人工呼吸器、自動心肺蘇生装置等が使用できる構造とすること。

(20) バネ付フックを3カ所以上取り付けること。

(21) スクープストレッチャー用の収納庫又は固定装置を取り付けること。

(22) バックボード用の固定装置を取り付けること。

(23) 運転席後部に収納庫を取り付けること。

(24) 車載型吸引器用ポンプを設置すること。

(25) ヘルメット掛用フックを取り付けること。

7 資機材の収納及び収納庫は、各収納品に応じて工夫されたもので、固定装置、銘板、内部緩衝材等を取り付け、資機材の出し入れが容易であること。

8 ボンベ収納庫

(1) 酸素ボンベ（アルミ製10リットル相当）2本が収納でき、支障のない位置に取り付けること。

(2) 酸素ボンベが室内に露出する場合は、カバーを取り付けること。

(3) 酸素ボンベ（2リットル）1本を、患者室内に取り付けすることができる固定装置（器具）を取り付けること。

9 機器取付装置

次に掲げる機器の取付装置は、患者室側面等の救急処置に最も適した位置に固定又は容易に取り出すことができるように、専用金具又は背面板等を設け、かつ、走行中の振動等による機器の損傷を生じさせない構造とすること。なお、機器本体（1）から（8）までについては、別に発注する高度救命処置用資機材の受注者が別途取り付ける。

(1) 自動体外式除細動器（ウォールマウント） 背面板

(2) 患者監視装置 取付金具

(3) 自動式人工呼吸器 取付金具

(4) 携帯型吸引器 取付金具

(5) 車載型吸引器 取付金具

(6) 酸素呼吸器 取付金具

(7) 自動心肺蘇生装置 取付金具

(8) その他資機材（全身固定用ボード、全身固定用ベルト及び患者固定器具）  
取付金具

第5 その他（附属品等）

1 消火器、タイヤチェーン、車輪止め、三角停止表示板、スタッドレスタイヤ、牽引ロープ、冬用ワイパー、枕、小型ゴミ箱、フロアマット、強力ライト、拡声器及び救命浮輪を納入すること。

1. 艙装関係

No.	品名	規格・型式等（又は同等のもの）	数量
1	架装（車体）	寒冷地仕様	1 式
		プライバシーガラス	1 式
		助手席アウトサイドミラー及びアンダーミラー	1 式
		サイドバイザー	1 式
		ハイマウントストップランプ	1 式
		リアバンパープロテクター（アルミ縞板製）	1 式
		外部入力用マグネット式コンセント取付	1 式
2	架装（電装）	インバーター	1 式
		サイドフラッシャーランプ	2 個
		ハイマウントストップランプ	1 式
		路肩灯（メインスイッチ付）取付	2 個
		全自動バッテリー管理器	1 式
		AC100V電源自動切替改造	1 式
		DC12V電源自動切替改造	1 式
		室内灯調光器	1 式
		DC12Vコンセント 3口	1 式
3	架装（運転席）	電流計及び電圧計	1 式
		助手席インナーミラー	1 個
		地図入れ（運転席後部に取付）	1 個
		マップランプ	1 式
4	架装（患者室）	ストレッチャー用積載架台	1 式
		サイドカーテン	1 式
		座席・シートベルト一式、座席下部収納ボックス	1 式
		サーチライト及びマグネットサーチライト	1 式
		アシストグリップ（2ヶ所）	2 個
		電波時計又はアナログ時計、温・湿度計取付	1 台
		手洗い装置（汚物処理箱を含む。）取付	1 台
		自動手指消毒器取付	1 台
		ルーフネット（天井部フロント及びリア）取付	1 式
		酸素マスク収納庫（扉付き）取付	1 式
		オーバーヘッドボックス・リヤオーバーヘッドラック取付	1 式
		ネットシェルフ（2ヶ所以上）取付	1 式
		ペーパータオルホルダー取付	1 式
		ティッシュボックスホルダー4連取付	1 式
		輸液ビンホルダー取付	1 式
		スクープストレッチャー固定装置取付	1 式
		資機材収納棚及び収納庫取付	1 式
		引出し内緩衝材及び固定装置取付	1 式
ホワイトボード取付	1 個		
酸素呼吸器取付用艙装	1 式		
C型パネフック（3ヶ所）	3 個		

No.	品名	規格・型式等（又は同等のもの）	数量
		スクープストレッチャー用収納庫又は固定装置取付	1 式
		バックボード用固定装置	1 式
		運転席後部収納庫取付	1 式
		車載用吸引器ポンプ設置	1 式
		ヘルメット掛用フック取付	1 式
		ボンベ収納庫取付	1 式
		酸素ボンベ固定装置（器具）取付	1 式
		機器取付	1 式

## 2、取付品及び附属品

No.	品名	規格・型式等（又は同等のもの）	数量
1	メインストレッチャー	エクステンジストストレッチャーシステム (FERN0製 モデル4080・モデル4155)	1 台
		抗菌マットレス (FERN0製 モデル50)	1 個
		サイドアームプレート (左右) (FERN0製 モデル4155用)	1 式
		ガードル架 (FERN0製 モデル513-13) ・プロテクター	1 個
		オキシクリップ (FERN0製 モデル514-2)	1 個
		患者固定ベルト (FERN0製 モデル430)	2 本
2	サブストレッチャー	※ メインストレッチャーに含む。	1 台
3	電子サイレン	パトライト製SAP-500RBVZ-HF 特注番号10322	1 台
		音声合成装置	1 式
		運転席用フレキシブルマイク取付	1 式
		サイレン音プッシュスイッチ取付	1 式
		音声メッセージ用スイッチ1ch・2ch	2 式
4	赤色警光灯	ルーフ前面上部 大型散光式警光灯 (LED式)	1 台
		ルーフ後部左右 散光式側面警光灯 (LED式)	2 台
		バンパー 赤色点滅灯 (LED式)	2 個
		リアゲート停止表示灯 赤色点滅灯 (LED式)	2 個
5	バックブザー	音声式後退アラーム、解除スイッチ付	1 式
6	消火器	消火器	1 本
7	タイヤチェーン		1 式
8	車輪止め	2個1式（車庫内用、積載用）	2 個
9	三角停止表示板		1 個
10	レスキューツールセット 4点取付	弁慶、パール、シートベルトカッター、ガラスカッター	1 式
11	消防表示	消防学校名、対空表示等、カッティングシート	1 式
		フロント消防マーク取付	1 式
12	スタッドレスタイヤ		4 本
13	牽引ロープ		1 本
14	冬用ワイパー	運転席、助手席	2 個
15	枕		1 個
16	小型ゴミ箱		1 個

No.	品名	規格・型式等（又は同等のもの）	数量
17	フロアマット		1 式
18	サイドバイザー		1 式
19	強力ライト		3 個
20	拡声器		1 個
21	改造申請書類及び承認図作成		1 式
22	電波時計又はアナログ時計		1 個
23	救命浮輪		1 個
24	各種登録手続き費用		1 式
25	フォグランプ取付		2 個